残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 に基づ〈国内実施計画の点検·改定

環境省環境保健部環境安全課長 上田 康治

国内実施計画改定の経緯(1)

POPs 条約

→ 毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質(POPs)から人の健康及び環境の保護を図ることを目的として、2001年5月に採択(日本は2002年8月締結)。

• POPs国内実施計画

- ➤ 条約第7条において、条約対象物質の製造・使用等の禁止、非意図的生成物質の排出の削減、POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理等の対策に関する国内実施計画の策定が規定されている。
- ▶POPs条約関係省庁連絡会議において国内実施計画を作成し、 2005年6月24日の「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で了 承された。

国内実施計画改定の経緯(2)

- 2009年5月のPOPs条約第4回締約国会議において、対象物質の9物質群の追加が決定(2010年8月発効)。
- この物質追加を受け、本年8月7日、POPs関係省庁連絡会議は、2005年に 策定した国内実施計画の点検結果及び同国内実施計画の改定を決定。
- 本年8月24日、改定国内実施計画及び点検結果を締約国会議に提出

【新たに国内実施計画の対象となった物質群】

- 農薬・殺虫剤 クロルデコン、ペンタクロロベンゼン、リンデン、α- HCH、β-HCH エンドスルファン
- ➤ 工業化学品
 PFOS及びその塩、PFOSF(消火剤、界面活性剤)
 テトラブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル(難燃剤)
 ヘキサブロモビフェニル(難燃剤)

国内実施計画改定の主なポイント

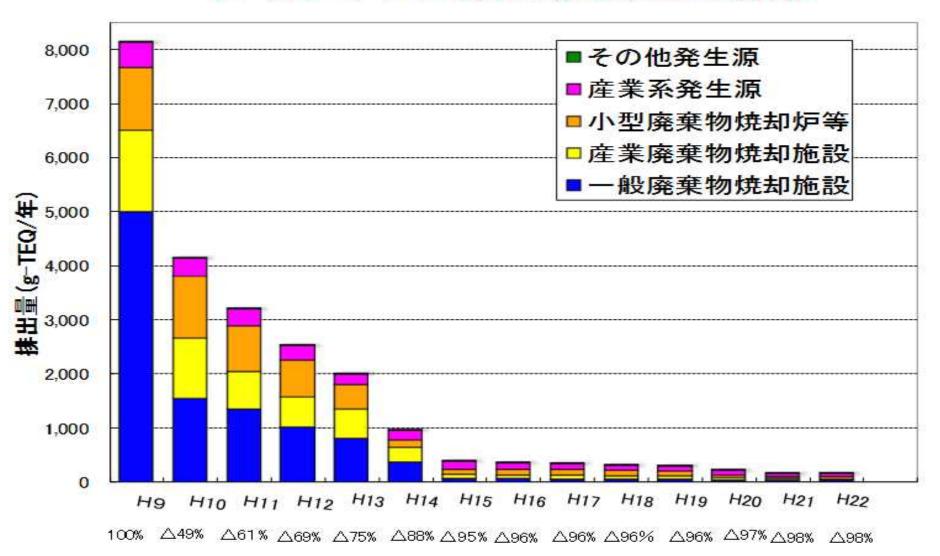
- 意図的な製造及び使用から生ずる放出削減と廃絶のための措置
 - ▶ 化審法に基づ〈POPsを含めた第一種特定化学物質への取組状況及びPFOS等を 含めた新規追加物質への措置及び農薬取締法による規制状況を追記
- 意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置
 - ▶ ダイオキシン類対策特別措置法に基づ〈削減計画の改正内容を反映
 - 新たに追加されたペンタクロロベンゼンの排出インベントリデータ及び排出削減の ための取組を追記
- 在庫及び廃棄物から生ずる放出削減と廃絶のための措置
 - ▶ 埋設農薬、廃クロルデンの処理状況の更新(廃クロルデンは処理完了)
 - ▶ PFOSを含有する工業製品の在庫の実態把握、適正管理及び処理について追記
- 上記の基盤となる施策
 - 化学物質環境実態調査(黒本調査)ほか、直近の環境モニタリング結果を反映。
 - ▶ 国際的な取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等

国内実施計画の点検結果の概要(1)

非意図的生成物の排出削減

- ダイオキシン類
 - ▶ 第2次ダイオキシン類削減計画の削減目標達成
 - ▶ 2010年のダイオキシン類の排出量は1997年比で約98%削減
 - ▶ 新たなダイオキシン類削減計画を本年8月3日に公表
- ◆ ヘキサクロロベンゼン(HCB)
 - ▶ 2002年から2009年にかけて、排出量は約40%削減。
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)
 - ➤ 第2部発生源(廃棄物焼却炉、セメント焼成炉、パルプ製造施設、冶金工業における熱工程)のうち、セメント焼成炉、亜鉛の二次製造、廃棄物焼却炉からのPCB排出量は増加と推計。
 - ▶ 2002年から2009年にかけて、第3部発生源(第2部に規定されていない冶金工業における熱工程など)からの排出量は約30%削減

ダイオキシン類の排出量の推移



国内実施計画の点検結果の概要(2)

在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに 適正管理及び処理のための取組

- 埋設農薬
 - 全国に埋設されていた農薬の総数量約4,400トンのうち、約4,000トンの埋設農薬が2011年2月までに無害化処理された
 - 残り約400トンの埋設農薬についてはマニュアルに基づき環境調査を実施し、周辺環境が汚染されないよう管理
- 廃クロルデン類等
 - 適正に処理を完了。
- ダイオキシン類を含有する農薬
 - 情勢の変化、実際の運用に際しての課題等に対応するため、平成21年8月に技 術的留意事項を改定

国内実施計画の点検結果の概要(3)

汚染された場所を特定するための戦略

- ダイオキシン類
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域に関しては、2011年3月までに5地域 が指定。
- うち、3地域についてはこれまでに汚染土壌の無害化等処理などの必要な措置が完了したため、指定を解除。
- 底質汚染対策として、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」の策定、改訂(2008年4月)
- PCB
- 1972年度の全国一斉調査により、対策を講じる必要があるとされた78水 域すべてにおいて、汚染された底質の除去を2004年までに終了

国内実施計画の点検結果の概要(4)

POPsの環境監視のための取組

- 環境省では2002年度よりPOPsを対象とした環境モニタリング調査を継続的に実施
- 新規POPsが条約で指定されたことを受け、2009年度調査よりモニタリング対象物質を拡大
- 2010年度調査実績を国内実施計画に掲載

関連情報

環境省POPs関連ウェブサイト

http://www.env.go.jp/chemi/pops/index.html

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づ〈国内実施計画 (平成24年8月改定)

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20532&hou_id=15609

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づ〈国内実施計画 (平成17年6月)の点検結果

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20533&hou_id=15609